

給 与 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人やまがた健康推進機構（以下「健康推進機構」という。）就業規則第29条の規程に基づき職員に対して支給する給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給 与)

第2条 給与は給料及び諸手当をいう。

2 給料は、正規の勤務時間の勤務に対する報酬である。

3 諸手当は、給料に加給される補足的なものである。

(給料の支払方法)

第3条 給料は月給とする。

2 給料の計算期間は、月の初日から末日までの期間とし、21日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日等」という。）にあたるときは前日に繰上げる。

3 採用月、退職月、休職、停職及び無給休暇等は、出勤日数に応じて日割し支給する。日割額は、その計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払うものとする。ただし、過払いとなった場合は、すみやかに過払いとなった分を返納するものとし、死亡したときは、その月分の全額を支給する。

4 昇給、降給等により給料の額に変更が生じたときは、その日から新たな給料を支給する。

(給 料 表)

第4条 給料表は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年県条例第30号以下「県給与条例」という。）並びに単純な労務に雇用される職員に関する規則（昭和33年県規則第22号以下「技能条例」という。）の一部を準用し、種類及び適用範囲は次のとおりとする。ただし、変更ある場合は同じく変更する。

2 別表1 一般職給料表（県給与条例行政職給料表を準用）は他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

3 医療職給料表（県給与条例医療職給料表(1)、(2)、(3)を準用）

(1)別表2 医療職給料表(1)は、医師である職員に適用する。

(2)別表3 医療職給料表(2)は、診療放射線技師、管理栄養士、臨床検査技師、細胞検査士である職員に適用する。

(3)別表4 医療職給料表(3)は、保健師、看護師及び准看護師である職員に適用する。

(給料の決定)

第5条 職員に適用される給料表の等級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合いを考慮し、別表5に定める基準により決定する。

2 新たに職員となった者の給料の月額別表6及び別表7に定める基準による。ただし、これに依り難いと理事長が認める場合は理事長が決定する。

3 給料表を異にする異動をした場合の月額は別表5に定める基準による。

(昇給)

第6条 職員の昇給は、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）に、同日前1年間におけ

るその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、次の基準に従い決定するものとする。

(1) 1年間に、4分の1を超えて勤務しない期間があるときは次の各号に掲げる期間に応じて減給するものとする。

イ 勤務しなかった期間が、全期間の4分の3以上のとき 4号給

ロ 勤務しなかった期間が、全期間の4分の2以上4分の3未満のとき 2号給

ハ 勤務しなかった期間が、全期間の4分の1以上4分の2未満のとき 1号給

(2) 前号の勤務しない期間は、次の各号の期間を合算した期間とする。職員の勤務しなかった時間のうち1時間を単位とする特別休暇等の時間を日に換算するときには、7時間30分をもって1日とし、換算の結果を合計したのち1日未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。

イ 就業規則第5条第1項による欠勤

ロ 就業規則第12条による結核要療養休暇(業務又は通勤に起因するものを除く。)

ハ 就業規則第16条第2項による特別休暇(業務又は通勤に起因するものを除く。)

ニ 就業規則第16条第4項による特別休暇(業務又は通勤に起因するものを除く。)

ホ 就業規則第16条第5項による特別休暇(業務又は通勤に起因するものを除く。)

へ 就業規則第16条第6項による特別休暇

ト 就業規則第16条の2による育児休業

チ 就業規則第16条の3による介護休業

リ 就業規則第16条の4による母性健康管理のための休業

ヌ 就業規則第35条による休職(第1号及び第5号のうち健康推進機構都合による場合を除く。)

(3) 採用日から起算して勤続期間が1年に満たない職員の昇給は次のとおりとする。

イ 勤続期間が9ヶ月以上1年未満の者 3号給

ロ 勤続期間が6ヶ月以上9ヶ月未満の者 2号給

ハ 勤続期間が3ヶ月以上6ヶ月未満の者 1号給

(4) 懲戒処分を受けた職員については、3号給以下とする。

3 55歳を超える職員については、同条第5項又は第7項の規定に該当する場合を除き、昇給しないものとする。

4 職務の級を異にする昇給をした場合は、別表8を適用する。

5 職員が次の各号の一に該当するに至ったときは、次期昇給月に各号に掲げる区分に応じた号給を加えることができる。

(1) 満10年を優秀な成績で勤務したとき 4号給

(2) 満20年を優秀な成績で勤務したとき 4号給

(3) その他理事長が昇給を必要と認めたとき 理事長が認めた号給数

6 前項第1号及び第2号の勤続期間内に給与規程第6条第2項第2号のロからトの期間があるときは、勤続期間から当該期間の1/2の期間を除するものとする

7 勤務成績の特に良好な職員が次の各号の一に該当することとなったときは、当該退職日に4号給上位の号給に昇給させることができる。

(1) 業務災害により死亡し、又は危篤となり或いは障害(障害等級が労働者災害補償保険法施行規則別表第1の第1級から第3級までに該当するものに限る。)が存す

ることとなった結果退職する場合

(2) 就業規則第 39 条第 1 項第 2 号により退職する場合

- 8 昇給日に同条第 2 項第 2 号により休職若しくは休業のため引き続き勤務しなかった職員が、復職し、若しくは再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、若しくは再び勤務するに至った日以後に昇給することとし、その者の号給を調整することができる。

(降給の基準)

第 7 条 職員が次の各号の一に該当するときは、降給することができる。

(1) 降任したとき

(2) 勤務成績が著しく不良であるとき

2 降給は、降格又は直後の昇給の時期に行う。

3 職員を降格させる場合におけるその職員の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

(給料の調整額)

第 8 条 職務の内容及び資格免許等を勘案して、給料月額のほか調整給として支給する。調整額は給料に含まれるので、給料を基礎とする諸手当(時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、広域異動手当、退職手当)の計算の基礎となる。

2 支給額

調整基本額(別表 9) × 調整数(別表 10)

(諸手当)

第 9 条 第 2 条第 3 項の諸手当とは、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、住居手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当をいう。

2 初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、住居手当、広域異動手当、通勤手当は、新たに事実の発生した日の翌月(これらの日が初日であるときは、その日の属する月)から喪失の事実が生じた日の属する月まで支給する。

3 給与期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当、通勤手当は支給しない。

4 扶養手当、住居手当、広域異動手当、通勤手当の届出において虚偽の届出又は、届出の遅延等により支給を受けたときは、これを返還させるものとする。

(初任給調整手当)

第 9 条の 2 初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員に新たに採用された職員には月額 414,800 円を超えない範囲内で、採用の日から 35 年以内の期間、採用の日から 1 年を経過するごとにその額を減じて支給する。

2 初任給調整手当の支給期間は 35 年とし、その月額は採用の日又は職員となった日以後の期間の区分に応じた別表 11 に掲げる額とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日を超えることとなる職員に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を 1 年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

3 当該職員となった者のうち、職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前項の規定により初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が 35 年を超えることとなるものに

係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

4 初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(管理職手当)

第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある主幹職以上の者を管理職として職務の特殊性に基づき支給する。

(1) 支給月額

参事職	70,800円	課長相当職(主幹職を除く)	47,600円
副所長相当職	66,500円	主幹職	31,700円

(2) 給料の調整額を支給される者の前号の支給割合は、同号の規定にかかわらず当該支給割合の2分の1とする。

2 前項の職務を兼ねたときは、そのいずれかのうち高い額の手当を支給する。

3 第14条から第15条までの規定は、主幹職以上の者には適用しない。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員等に対し支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員等の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)

(2) 22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以降の最初の4月1日から22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員等となった者に扶養親族がある場合又は職員等に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員等は、直ちにその旨を届出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が22歳に達した日以降の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

6 扶養手当の支給は、新たに職員等となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員等となった日、扶養親族がない職員等に同項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員等が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けて

いる職員等の扶養親族で同項の規定による届出に係わるもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係わる事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員等にさらに第5項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員等の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員等の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係わるもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

8 前項の規定による届出は扶養親族届出書（第1号様式）による。

(1) 届出を受理したときは、扶養親族届記載の扶養親族が規定で定める要件を備えているかを確認認定するものとする。

(2) 前号の認定を行う際必要と認めるときは扶養事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

9 職員は次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

(1) その者の総収入額（勤労所得、資産所得、事業所得等の合計）が年に130万円以上である場合

(2) 重度心身障害者については前号によるほか労務に服することができない程度でない場合

10 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

11 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（住居手当）

第12条 住居手当は、次に掲げる職員等に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借受け、月額14,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ）を支払っている職員

(2) 第13条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員等で、配偶者が居住するための住宅を借受け、月額14,000円を超える家賃を支払っているもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員等の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に規定する職員等 次に掲げる職員等の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額25,000円以下の家賃を支払っている職員等 家賃の月額から14,000円を控除した額

ロ 月額25,000円を超える家賃を支払っている職員等 家賃の月額から25,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは

17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に規定する職員等 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 勤務場所を異にする人事異動により、やむなく住居を借り受けて家賃を支払うこととなる職員に対しては、前項第1号の規定にかかわらず、当該家賃の月額に相当する額(45,000円を超える場合は45,000円)を住居手当の月額として支給する。

4 前項の住居手当の支給の認定については、次の各号の要件を勘案して、理事長が行う。

(1) 現に職員の居住する住居から人事異動後の勤務場所までの交通距離が概ね60キロメートル以上である場合

(2) 人事異動後の勤務場所の属する市内に新たに住居を借り受ける場合

5 第1項に規定する職員たる要件を具備するに至った職員は当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届書(第2号様式)によりその居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに届出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても同様とする。

6 住居手当の支給は、職員が新たに要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が要件を欠くに至った日の属する月(その日が初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。

ただし、住居手当の支給の開始については、届出がこれに係わる事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その属する月)から行うものとする。

7 新たに給料表の適用を受ける職員となった者又は勤務地を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動に伴い転居した場合において、当該適用の日又は当該異動の発令日から当該適用又は当該異動の直後に在勤する勤務地への勤務を開始すべきこととされる日の前日までの間に当該転居後の住宅に入居したときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を居住に係わる要件を具備した日として取り扱うものとする。

8 住居手当は給料の支給定日に支給する。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は次に掲げる職員等に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員等(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員等以外の職員等であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員等を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員等(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員等以外の職員等であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員等を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ自動車等を使用することを常例とする職員等(交通機関等を利用し、かつ自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員等以外の職員等であって、交通機関等を利用せ

- ず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員等については、その者の1カ月の通勤に要する運賃等の額に相当する額〔その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が8,000円を超えるときは8,000円）を45,000円に加算した額〕とする。
 - (2) 前項第2号に掲げる職員等で二輪車及びバイク等については、2,000円以上25,500円を超えない範囲内で又自動車については2,500円以上53,000円を超えない範囲内で別表12で定める区分に応じた額とする。
 - (3) 前項第3号に掲げる職員等については、交通機関等を利用せず、かつ自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮し区分に応じ前2号に掲げる額の合計額（二輪車、バイク等についてはその額が25,500円を超えるときは25,500円、自動車についてはその額が53,000円を超えるときは53,000円）第1号に掲げる額、又は前号に掲げる額とする。
 - 3 職員は新たに通勤手当被支給職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届書（第3号様式）により、その通勤の実情をすみやかに届出なければならない。
 - 4 通勤に要する運賃等の額に相当する額の算出は運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。
 - 5 通勤手当の支給は職員に新たに通勤手当被支給職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職又は死亡した場合においては、その職員が退職又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が通勤手当被支給職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日のそれぞれ属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、届出がこれに係わる事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
 - 6 新たに給料表の適用を受ける職員となった者又は勤務地を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する勤務地への勤務を開始すべきこととされる日に給与規程第13条第1項の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、この条の第1項の規定による支給の開始又は同条第2項の規定による支給額の改定を行うものとする。
 - 7 通勤手当被支給職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給することができない。
 - 8 通勤手当は、給料の支給定日に支給する。
 - 9 通勤手当の支給を受けている職員について、その者が通勤手当被支給職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の月額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等

の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により随時確認するものとする。

(単身赴任手当)

第 13 条の 2 勤務地を異にする異動又は、在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、配偶者と別居する職員等で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居から当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して一定の基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員等には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して一定の基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

2 前項の規定で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること
- (2) 配偶者が学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること
- (3) 配偶者が引き続き就業すること
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係わる住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること
- (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

3 給与規程第 13 条の 2 第 1 項本文及びただし書で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 通勤距離が 60 キロメートル以上であること
- (2) 通勤距離が 60 キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること

4 単身赴任手当の月額、30,000 円〔職員等の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が 100 キロメートル以上である職員等にあつては、その額に 8,000 円を加算した額〕とする。

5 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて行うものとする。

6 給与規程第 13 条の 2 第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員等との権衡上必要があると認められる職員等には、給与規程第 13 条の 2 第 4 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

7 給与規程第 13 条の 2 第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転し、給与規程第 13 条の 2 第 2 項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居から当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地に通勤することが給与規程第 13 条の 2 第 3 項に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- (2) 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転し、給与規

程第 13 条の 2 第 2 項に規定するやむを得ない事情に準じて一定の事情により、同居していた 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居から当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地に通勤することが給与規程第 13 条の 2 第 3 項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

(3) 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転した後、特別な事情により、当該異動又は勤務地の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は勤務地の移転の日から起算して 3 年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する勤務地に通勤することが給与規程第 13 条の 2 第 3 項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する勤務地における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと認められるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

(4) 勤務地を異にする異動又は、在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転し、給与規程第 13 条の 2 第 2 項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、一定の事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居から当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地に通勤することが給与規程第 13 条の 2 第 3 項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められるものを含む。）のうち、15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(5) 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転した後、特別の事情により、当該異動又は勤務地の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は勤務地の移転の日から起算して 3 年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する勤務地に通勤することが給与規程第 13 条の 2 第 3 項に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する勤務地における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと認められるものを含む。）のうち、15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(6) その他給与規程第 13 条の 2 第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員

8 職員の配偶者が単身赴任手当又は、国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

9 新たに給与規程第 13 条の 2 第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別記様式第 4 号の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者に届出なければならない。単身

赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても同様とする。

- 10 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
- 11 任命権者は、職員から給与規程第13条の2第9項の規定による届出があったときは、その届出に係わる事実を確認し、その者が給与規程第13条の2第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
- 12 任命権者は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係わる事項を別記様式第5号の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。
- 13 単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与規程第13条の2第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、給与規程第13条の2第11項の規定による届出がこれに係わる事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 14 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 15 任命権者は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が給与規程第13条の2第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。
- 16 任命権者は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。
- 17 単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに単身赴任手当に係わる事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日以降に支給することができる。

(時間外勤務手当)

第14条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することの指示により勤務した職員に支給される手当である。

- (1) 正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間当たりの単価を乗じた額とする。

単価算出方法

[時間外勤務1時間当たりの算定基準額] =

$$\left[\frac{\text{給料月額} + \text{給料の調整額} + \text{初任給調整手当} + \text{特殊勤務手当}}{1 \text{ヶ月の平均所定労働時間}} \right]$$

イ 1ヶ月45時間まで、1年360時間までの時間外勤務

- [時間外勤務 1 時間当たりの算定基準額] × 1.25 × 時間外勤務時間数
- ロ 1 ヶ月 45 時間を超える時間外勤務、又は 1 年 360 時間を超える時間外勤務
(ただし、ハに該当する場合を除く)
[時間外勤務 1 時間当たりの算定基準額] × 1.30 × 時間外勤務時間数
- ハ 1 ヶ月 60 時間を超える時間外勤務、又は 1 年 450 時間を超える時間外勤務
[時間外勤務 1 時間当たりの算定基準額] × 1.50 × 時間外勤務時間数
- (2) 1 時間当たりの単価を算定するにおいて当該額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げる。
- (3) 時間外勤務の月分合計時間 1 時間未満の取扱いは、つぎのとおりとする。30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。
- (4) 時間外勤務手当は、翌月の給料支給定日に支給する。

(深夜勤務手当)

第 14 条の 2 深夜勤務手当は、午後 10 時から午前 5 時までの間に勤務を命じられた職員に、その間に勤務した時間に対し次の各号に基づき支給する。

- (1) 深夜勤務手当の額は、その勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの単価に 100 分の 25 を乗じて得た額とする。
- (2) 勤務 1 時間当たり単価の算定等については、前条の時間外勤務手当の算定等の例により行うものとする。
- (3) 午後 10 時から午前 5 時までの間で時間外勤務命令又は休日勤務命令を受けた職員には、その間に勤務した時間に対し、深夜勤務手当を加算して支給する。

(休日勤務手当)

第 15 条 就業規則第 7 条の休日に正規の勤務時間中に勤務をした職員に支給する。ただし、振替休日を与えたときはこれを支給しない。

- 2 正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 135 を休日勤務手当として支給する。
- 3 1 時間当たりの単価算定支給は前条と同じくする。

(特殊勤務手当)

第 16 条 特殊勤務手当は次の業務に従事したとき職員に支給する。

- (1) 放射線照射作業業務
ただし、給料の調整額を受ける者は除く。
- 2 前項の額は 1 日 230 円とし翌月の給料支給定日に支給する。

(期末手当)

第 17 条 期末手当は 6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この規定においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して 30 日を超えない日に支給する。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 127.5、1 2 月に支給する場合においては 100 分の 127.5 を乗じて得た額に基準日以前 6 ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合に乗じて得た額とする。
- 3 在職期間別の割合

在 職 期 間	割 合
6 カ月	100 分の 100

5 カ月以上 6 カ月未満	100 分の 80
3 カ月以上 5 カ月未満	100 分の 60
3 カ月未満	100 分の 30

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5 職制上の段階が係長級以上（相当職を含む）であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

職務段階別加算率表

加算率 給料表	20%	15%	10%	7%	5%
一般職給料表	医療監 所 長	参 事 副所長級	課 長 級	主 幹	課長補佐級 冠 主 査 係 長 級
医療職給料表(1)					
医療職給料表(2)					
医療職給料表(3)					

6 在職期間に算入されないもの

- (1) 就業規則第35条による休職期間の2分の1に相当する期間
- (2) 就業規則第47条第1項第3号による停職期間
- (3) 育児休業及び育児短時間勤務に関する規程第5条及び第6条による休業期間
- (4) 介護休業及び介護短時間勤務に関する規程第6条による休業期間
- (5) 母性健康管理規程第7条第1項に定める休業期間の1/2

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は6月1日及び12月1日に在職する職員に対して、それぞれの基準日以前6ヵ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、これら基準日から起算して30日を超えない日において支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、次の表で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の92.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

勤勉手当期間率表

勤 務 期 間	割 合
6 カ月	$\frac{100}{100}$
5 カ月 15 日以上 6 カ月未満	$\frac{95}{100}$
5 カ月以上 5 カ月 15 日未満	$\frac{90}{100}$
4 カ月 15 日以上 5 カ月未満	$\frac{80}{100}$

	100
4カ月以上4カ月15日未満	$\frac{70}{100}$
3カ月15日以上4カ月未満	$\frac{60}{100}$
3カ月以上3カ月15日未満	$\frac{50}{100}$
2カ月15日以上3カ月未満	$\frac{40}{100}$
2カ月以上2カ月15日未満	$\frac{30}{100}$
1カ月15日以上2カ月未満	$\frac{20}{100}$
1カ月以上1ヶ月15日未満	$\frac{15}{100}$
15日以上1ヶ月未満	$\frac{10}{100}$
15日未満	$\frac{5}{100}$
零	0

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 前条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。

この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「次条第3項」と読み替えるものとする。

5 勤務時間に算入されないもの

- (1) 就業規則第5条による遅刻、早退、欠勤。ただし、遅刻、早退については1回を1日とみなす。
- (2) 就業規則第12条、第16条第2項、第5項及び第6項並びに第47条第3号の期間
- (3) 負傷又病気にかかり勤務しなかった期間から勤務を要しない日、指定週休日及び休日を除いた日が30日を超える場合はその勤務しなかった全期間
ただし、業務上負傷し又は病気にかかり勤務しなかった期間は勤務期間に算入するものとする。
- (4) 就業規則第35条による休職期間
- (5) 育児休業及び育児短時間勤務に関する規程第5条及び第6条による休業期間及び第16条による育児短時間勤務した時間（勤務しなかった時間を日数に換算する場合は、7時間30分をもって1日とする。）
- (6) 介護休業及び介護短時間勤務に関する規程第6条による休業期間及び第15条による介護短時間勤務した時間（勤務しなかった時間を日数に換算する場合は、7時間30分をもって1日とする。）
- (7) 母性健康管理規程第7条第1項に定める休業期間

(寒冷地手当)

第 19 条 寒冷地手当は、毎年 11 月から翌年 3 月までの各月の初日（以下「基準日」という。）地域に在勤する職員に対して支給する。

寒冷地手当支給地域・・・旧朝日村を除く庄内地区以外の市町村

2 寒冷地手当の額は、世帯主の区分に応じて次の額を支給する。

世 帯 等 の 区 分		
世 帯 主 で あ る 職 員		その他の職員
扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
17,800 円	10,200 円	7,360 円

3 扶養親族のある職員であって寒冷地手当支給地域に居住する扶養親族のないもののうち、単身赴任手当を支給されるものは、扶養親族のない職員とみなす。

4 寒冷地手当は、基準日の属する月の給料の支給日に支給する。

(給与等の特例)

第 20 条 就業規則第 40 条第 2 項及び 3 項によって採用された職員の給与については、理事長が別に定める。

(端数処理)

第 21 条 この規程において特段の定めのあるものを除き、給料計算等において 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(雑 則)

第 22 条 この規程に定めのない事項またはこれにより難しい事項については、理事長がその都度定める。

附 則

この規程は昭和 48 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は昭和 54 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 9 年 6 月 1 日から適用する。

この規程は平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成 11 年 1 月 1 日から適用する。

この規程は平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は平成12年1月1日から適用する。

この規程は平成12年4月1日から適用する。

この規程は平成13年4月1日から適用する。

この規程は平成14年4月1日から適用する。

この規程は平成15年1月1日から適用する。

この規程は平成15年4月1日から適用する。

この規程は平成16年1月1日から適用する。

この規程は平成17年4月1日から適用する。

この規程は平成18年1月1日から適用する。

この規程は平成18年4月1日から適用する。

この規程は平成19年4月1日から適用する。

ただし、第9条第1項、第2項及び第4項並びに第10条第1項第1号の改正及び第12条の2の規定は平成20年4月1日から適用する。

この規程は平成22年4月1日から適用する。

この規程は平成23年1月1日から適用する。

1 この規程は平成24年4月1日から適用する。(名称読替と一部変更)

2 平成24年4月1日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き在職する職員の施行日における職務の級及び号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

この規程は平成25年4月1日から適用する。

この規程は平成25年12月6日から施行する。

この規程は平成26年4月1日から施行する。

この規程は平成27年1月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(適用期日)

2 この規程による改正後の第6条第2項第4号の規定は、平成27年4月1日以後に懲戒処分を受けた職員から適用する。

(経過措置)

3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、給料表切替日以降平成30年3月31日までの期間において、施行日前にその者が受けていた給料月額より下回ることとなる場合は、その下回る額に相当する額を給料として支給する。

(55歳を超える職員の給料月額等の減額支給)

4 平成30年3月31日までの期間において、職務の級が一般職給料表6級相当以上(他の給料表含む)である職員に対する給与の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後(この規程の施行の日前に、既に55歳に達している職員にあっては、平成27年4月1日以後)、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。(減ずる額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。)

(1) 給料月額

当該職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額

(2) 管理職手当

当該職員の管理職手当に100分の1.5を乗じて得た額

(3) 期末勤勉手当

当該職員に支給される期末勤勉手当（扶養手当に係る部分を除く。）を算定して得た額に100分の1.5を乗じて得た額

(委 任)

5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

この規程は、平成27年6月9日より施行する。

この規程は、平成27年12月11日より施行する。

(施行日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(持家等の住居手当支給に係る経過措置)

2 この規程（平成28年3月14日理事会決議）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する職員で、施行日の前日まで、この規程による改正前の給与規程（以下「改正前の規程」という。）第12条第1項第2号及び第2項第2号の規定に基づき住居手当を受けていた職員に対しては、この規程による改正後の給与規程（以下「改正後の規程」という。）第12条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までの間に限り、月額1,500円の住居手当を支給する。ただし、施行日以後に、改正前の規程第12条第1項第2号に定める職員等に該当しなくなった場合はこの限りではない。

(広域異動手当等に係る経過措置)

3 施行日の前日から引き続き在職する職員で、同日まで改正前の規程第12条の2の規定に基づく広域異動手当及び改正前の規程第12条第1項第1号及び第2項第1号ハの規定に基づく住居手当の加算額の支給を受け、施行日に改正後の規程第12条第3項の規定に基づき住居手当を受けることとなる者に対しては、施行日の前日に改正後の規程第12条第3項の規定に基づき支給されることとした場合の住居手当の月額が施行日の前日まで改正前の規程第12条第2項第1号の規定に基づき支給されることとなる住居手当の月額と改正前の規程第12条の2に基づき施行日の前日までに支給されることとなる広域異動手当の月額の合計額（以下「基準額」という。）を下回る場合は、改正後の規程にかかわらず、平成29年3月31日までの間に限り、その下回る額を広域異動手当として支給する。ただし、施行日以後に住居手当の月額が基準額を上回ることとなった場合は支給しない。

(委 任)

4 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(施行期日)

1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

ただし、第11条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(扶養手当に係る経過措置)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の給与規程第11条の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号か

ら第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは、「第11条第2項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき8,000円（職員等に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（職員等に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人につき9,000円）」と、第5項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員等となった者に扶養親族がある場合又は職員等に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員等に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、第11条第5項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が22歳に達した日以降の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号又は第5号に該当する扶養親族が22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）、(3) 扶養親族たる子又は同項第1号、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族がある職員等が配偶者のない職員等となった場合（前号に該当する場合を除く。）、(4) 扶養親族たる子又は同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族がある職員等が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、第11条第7項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員等について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日」と「の改定」とあるのは「の改定（第2項第2号に該当する扶養親族で第5項の規定による届出に係るものがある職員等で配偶者のないものが第2項第1号に該当する扶養親族を有するに至った場合における当該第2項第2号に該当する扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定並びに第2項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族で第5項の規定による届出に係るものがある職員等であって第2項第1号に該当する扶養親族及び同項第2号に該当する扶養親族で第5項の規定による届出に係るものがないものが第2項第1号に該当する扶養親族及び同項第2号に該当する扶養親族を有するに至った場合の当該第2項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員等のうち第2項第2号に該当する扶養親族で第5項の規定による届出に係るものがある職員等が配偶者のない職員等となった場合における当該第2項第2号に該当する扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員等のうち第2項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族で第5項の規定による届出に係るものがある職員等であって第2項第2号に該当する扶養親族で第5項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員等となった場合における当該第2項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当の改定」とする。

(委 任)

3 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に

定める。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の第14条第1項第1号の規定（単価算出方法）は、平成30年4月1日以降に発生する職員から適用する。

(委任)

3 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(施行期日)

1 この規程は、平成31年3月12日から施行する。（理事会決議）

2 この規程によらず、改正後の給与規程の給料表は、平成31年1月1日に遡及適用するものとし、平成31年3月20日に2月分の差額を支給する。

3 前項の規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程によらず、改正後の給与規程の給料表は、令和2年1月1日に遡及適用するものとし、令和2年3月19日に3月分の差額を支給する。

3 前項の規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別表 1

一般職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	147,700	198,300	234,700	267,800	294,200	325,200
2	148,800	200,200	236,200	269,700	296,500	327,400
3	150,100	202,000	237,600	271,500	298,800	329,700
4	151,200	203,700	239,200	273,600	301,000	331,900
5	152,300	205,300	240,800	275,500	303,000	334,200
6	153,500	207,200	242,500	277,400	305,300	336,200
7	154,600	208,800	243,900	279,400	307,700	338,400
8	155,700	210,700	245,400	281,500	309,700	340,700
9	156,800	212,400	247,000	283,600	311,900	342,800
10	158,300	214,200	248,400	285,600	314,200	345,100
11	159,600	216,000	250,000	287,800	316,400	347,200
12	160,900	217,800	251,500	289,800	318,700	349,400
13	162,300	219,200	252,900	291,900	320,900	351,400
14	163,800	221,000	254,400	294,000	322,900	353,500
15	165,300	222,600	255,800	296,100	325,200	355,600
16	167,000	224,500	257,100	297,900	327,300	357,600
17	168,300	226,200	258,600	300,000	329,500	359,400
18	169,800	227,800	260,200	302,000	331,500	361,500
19	171,300	229,300	261,900	304,100	333,700	363,400
20	172,800	230,900	263,700	306,100	335,700	365,300
21	174,300	232,500	265,400	308,100	337,700	367,200
22	177,000	234,200	267,200	310,100	339,800	369,200
23	179,700	235,800	268,900	312,200	341,900	371,200
24	182,400	237,300	270,700	314,300	344,000	373,200
25	185,100	238,700	272,600	316,200	345,600	375,200
26	186,900	240,100	274,600	318,300	347,500	377,100
27	188,400	241,600	276,400	320,500	349,500	379,200
28	190,100	242,900	278,300	322,500	351,400	381,200
29	191,700	244,100	280,000	324,500	353,200	382,800
30	193,300	245,300	281,900	326,500	355,100	384,600
31	195,200	246,400	283,900	328,700	357,100	386,500
32	196,900	247,500	285,400	330,800	358,900	388,100
33	198,300	248,700	287,200	332,300	360,900	390,000
34	199,900	249,900	289,100	334,300	362,700	391,400
35	201,400	251,100	290,900	336,300	364,500	392,900
36	202,800	252,300	292,800	338,400	366,300	394,600
37	204,100	253,300	294,400	340,400	367,700	396,000
38	205,400	254,800	296,000	342,300	369,000	397,200
39	206,600	256,200	297,800	344,400	370,500	398,500

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
40	207,900	257,800	299,700	346,300	371,900	399,600
41	209,200	259,100	301,400	348,300	373,200	400,700
42	210,600	260,400	303,200	350,200	374,100	401,900
43	211,800	261,900	304,900	352,000	375,200	403,200
44	213,100	263,200	306,500	354,000	376,300	404,300
45	214,200	264,400	308,200	355,500	377,100	405,000
46	215,600	265,800	309,900	357,000	378,100	405,700
47	216,800	267,200	311,600	358,500	379,000	406,400
48	218,100	268,400	313,300	360,000	379,900	407,200
49	219,300	269,800	314,400	361,700	380,800	407,800
50	220,300	270,900	316,000	362,500	381,700	408,400
51	221,100	272,200	317,500	363,700	382,500	408,900
52	222,200	273,500	319,200	364,700	383,300	409,300
53	223,400	274,500	320,800	365,700	384,000	409,700
54	224,400	275,600	322,400	366,800	384,700	410,000
55	225,200	276,900	324,100	367,700	385,400	410,300
56	226,100	278,300	325,600	368,800	386,200	410,600
57	226,800	279,300	327,100	369,700	386,700	410,900
58	227,600	280,300	328,400	370,400	387,300	411,200
59	228,500	281,400	329,600	371,100	387,900	411,500
60	229,400	282,500	330,800	371,800	388,600	411,800
61	230,000	283,700	331,600	372,200	389,000	412,100
62	231,000	284,700	332,500	372,800	389,700	412,400
63	231,800	285,500	333,300	373,600	390,400	412,700
64	232,700	286,600	334,100	374,300	391,000	413,000
65	233,300	287,400	335,000	374,600	391,400	413,300
66	234,000	288,300	335,400	375,300	392,000	413,600
67	235,000	289,100	336,200	376,000	392,600	413,900
68	236,000	290,000	337,000	376,700	393,200	414,200
69	236,800	291,000	337,800	377,000	393,600	414,400
70	237,500	291,800	338,500	377,700	394,200	414,800
71	238,100	292,600	339,200	378,400	394,700	415,100
72	238,900	293,400	340,000	379,000	395,200	415,400
73	239,600	294,300	340,500	379,300	395,500	415,600
74	240,300	294,800	341,100	379,900	395,900	415,900
75	241,000	295,200	341,600	380,600	396,300	416,200
76	241,700	295,700	342,200	381,200	396,700	416,400
77	242,400	295,800	342,500	381,700	397,000	416,600
78	243,200	296,200	343,000	382,200	397,300	416,900
79	244,000	296,400	343,400	382,800	397,600	417,200
80	244,700	296,800	343,900	383,300	397,900	417,400

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
81	245,400	297,000	344,400	383,800	398,100	417,600
82	246,100	297,200	344,900	384,400	398,500	417,900
83	246,800	297,600	345,400	384,900	398,800	418,200
84	247,500	297,900	345,900	385,200	399,000	418,400
85	248,000	298,200	346,200	385,600	399,200	418,600
86	248,800	298,500	346,600	386,200	399,500	
87	249,500	298,800	347,100	386,600	399,800	
88	250,200	299,200	347,500	387,000	400,000	
89	250,800	299,500	347,800	387,400	400,200	
90	251,300	299,900	348,300	387,900	400,500	
91	251,700	300,200	348,800	388,300	400,800	
92	252,200	300,600	349,200	388,700	401,000	
93	252,500	300,700	349,400	389,000	401,200	
94		300,900	349,800			
95		301,300	350,300			
96		301,700	350,700			
97		301,900	350,800			
98		302,200	351,300			
99		302,700	351,700			
100		303,100	352,000			
101		303,300	352,300			
102		303,600	352,700			
103		304,000	353,100			
104		304,300	353,500			
105		304,500	354,000			
106		304,800	354,400			
107		305,200	354,800			
108		305,500	355,200			
109		305,700	355,700			
110		306,100	356,100			
111		306,600	356,400			
112		306,900	356,800			
113		307,000	357,300			
114		307,300				
115		307,600				
116		308,000				
117		308,200				
118		308,400				
119		308,700				
120		309,000				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
121		309,400				
122		309,600				
123		309,900				
124		310,200				
125		310,500				

別表2 医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	249,800	335,000	399,000	471,700
2	252,300	338,000	401,900	474,000
3	254,800	340,900	404,500	476,200
4	257,300	343,800	407,200	478,500
5	259,500	346,500	409,800	480,700
6	263,300	349,700	412,200	482,900
7	267,100	352,800	414,900	485,100
8	270,900	355,900	417,300	487,300
9	274,500	358,700	419,500	489,300
10	278,500	361,400	422,200	491,400
11	282,500	364,500	424,800	493,500
12	286,500	367,700	427,500	495,600
13	290,300	370,600	429,900	497,700
14	294,300	374,100	432,400	499,800
15	298,200	377,100	434,800	501,900
16	302,100	380,700	437,300	504,000
17	305,800	384,300	439,300	506,100
18	309,400	387,000	441,700	508,100
19	312,900	389,500	444,000	510,100
20	316,500	392,100	446,400	512,100
21	320,100	394,900	447,900	513,900
22	323,800	397,200	450,300	515,700
23	327,300	399,700	452,600	517,600
24	330,600	401,800	454,900	519,500
25	334,100	403,800	456,900	521,200
26	336,800	406,100	459,200	523,000
27	339,400	408,300	461,400	524,800
28	342,000	410,600	463,700	526,600
29	344,800	412,900	465,800	528,200
30	346,700	415,000	468,100	530,000
31	348,900	417,000	470,400	531,800
32	351,300	419,100	472,600	533,600

職務の級	1級	2級	3級	4級
33	353,500	421,000	474,600	535,200
34	355,800	422,800	476,700	537,000
35	357,900	424,600	478,800	538,700
36	360,200	426,600	480,900	540,500
37	362,400	428,500	483,000	542,100
38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	

職務の級	1級	2級	3級	4級
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		

別表3

医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	152,700	191,500	226,800	253,100	285,300	333,100
2	154,200	193,100	228,500	254,500	287,400	335,100
3	155,600	194,700	230,000	255,600	289,500	337,300
4	157,000	196,400	231,600	257,000	291,700	339,500
5	158,300	197,900	233,000	258,100	293,800	341,600
6	160,100	199,400	234,600	259,400	295,800	343,800
7	161,900	201,000	236,000	260,500	298,000	345,900
8	163,600	202,500	237,600	261,700	300,200	348,100

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
9	165,300	204,000	238,900	262,900	302,200	350,200
10	167,000	205,700	240,400	263,900	304,500	352,300
11	168,700	207,400	241,700	264,900	306,500	354,500
12	170,600	208,900	243,100	265,900	308,600	356,700
13	172,100	210,500	244,900	267,200	310,800	358,400
14	174,100	212,100	246,300	268,800	312,800	360,400
15	176,100	213,500	247,300	270,300	314,900	362,300
16	178,000	215,200	248,700	271,700	316,900	364,300
17	180,000	216,700	249,800	273,200	319,100	366,300
18	181,900	218,400	251,100	275,100	321,200	368,300
19	183,800	220,100	252,200	276,800	323,200	370,400
20	185,700	221,800	253,500	278,800	325,300	372,400
21	187,700	223,000	254,700	280,400	327,200	374,300
22	189,200	224,600	255,800	282,100	329,300	376,300
23	190,800	225,900	256,700	284,000	331,100	378,500
24	192,300	227,500	257,800	285,700	333,200	380,600
25	193,900	228,800	259,100	287,600	335,200	382,000
26	195,100	230,200	260,500	289,500	337,200	383,800
27	196,600	231,400	261,800	291,400	339,200	385,700
28	198,000	232,700	263,200	293,100	341,300	387,400
29	199,400	234,200	264,700	295,100	342,800	389,200
30	200,700	235,600	266,400	296,900	344,600	390,800
31	201,800	237,000	268,100	298,800	346,300	392,400
32	203,200	238,400	269,800	300,600	348,100	394,200
33	204,600	239,700	271,200	302,400	350,000	395,500
34	206,000	241,000	272,900	304,200	351,800	396,800
35	207,300	242,000	274,600	305,900	353,800	398,200
36	208,700	243,300	276,300	307,700	355,600	399,400
37	209,800	244,600	277,800	309,200	357,500	400,500
38	211,200	245,900	279,600	311,000	359,200	401,700
39	212,400	247,000	281,200	312,600	360,900	402,900
40	213,700	248,300	282,900	314,200	362,600	404,000
41	214,900	249,600	284,600	316,100	363,800	404,800
42	216,100	250,900	286,100	317,800	364,900	405,600
43	217,200	252,000	287,900	319,500	366,200	406,400
44	218,400	252,900	289,500	321,200	367,400	407,200
45	219,700	254,200	291,100	322,300	368,600	407,600
46	220,700	255,600	292,800	323,800	369,500	408,200
47	221,600	257,000	294,500	325,300	370,700	408,700
48	222,700	258,500	296,000	326,900	371,800	409,100
49	223,800	260,000	297,400	328,400	372,800	409,500

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
50	224,800	261,300	299,100	329,700	373,900	409,800
51	225,600	262,700	300,500	330,900	374,900	410,100
52	226,500	264,100	302,100	332,300	375,900	410,400
53	227,100	265,200	303,600	333,400	376,700	410,800
54	228,100	266,600	305,100	334,400	377,600	411,100
55	228,700	267,900	306,600	335,500	378,500	411,400
56	229,700	269,300	308,100	336,600	379,400	411,700
57	230,400	270,400	309,400	337,100	379,900	412,000
58	231,300	271,600	310,600	338,000	380,700	412,300
59	231,900	272,900	311,900	338,800	381,500	412,600
60	232,800	274,200	313,300	339,700	382,300	413,000
61	233,600	275,200	314,600	340,600	382,700	413,200
62	234,400	276,400	315,800	340,900	383,400	413,500
63	235,300	277,600	317,100	341,500	384,100	413,800
64	236,300	278,900	318,300	342,200	384,800	414,100
65	237,000	279,900	319,800	342,800	385,200	414,300
66	237,700	281,000	320,600	343,500	385,900	
67	238,500	282,100	321,400	344,300	386,600	
68	239,300	283,200	322,200	345,000	387,200	
69	239,900	284,300	322,800	345,700	387,600	
70	240,600	285,300	323,600	346,200	388,100	
71	241,300	286,500	324,300	346,800	388,600	
72	242,000	287,600	324,900	347,400	389,100	
73	242,700	288,500	325,600	347,700	389,700	
74	243,500	289,200	325,800	348,400	390,300	
75	244,200	289,600	326,400	348,900	390,900	
76	245,000	290,500	327,000	349,500	391,500	
77	245,600	291,300	327,700	350,000	392,000	
78	246,200	291,900	328,200	350,500	392,500	
79	246,800	292,500	328,700	351,000	393,000	
80	247,300	293,100	329,200	351,400	393,500	
81	247,600	293,800	329,800	351,700	393,800	
82	248,000	294,400	330,300	352,000	394,400	
83	248,300	294,800	330,700	352,400	394,800	
84	248,700	295,200	331,200	352,700	395,200	
85	249,100	295,400	331,800	353,200	395,600	
86		295,600	332,200	353,500		
87		295,800	332,400	353,800		
88		296,000	332,800	354,100		
89		296,400	333,200	354,500		
90		296,600	333,600	354,800		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
91		296,800	334,000	355,200		
92		297,000	334,400	355,500		
93		297,400	334,700	355,900		
94		297,600	334,900	356,200		
95		297,800	335,300	356,600		
96		298,100	335,600	356,900		
97		298,500	335,800	357,200		
98		298,800	336,100	357,600		
99		299,000	336,400	358,000		
100		299,300	336,700	358,400		
101		299,600	336,900	358,900		
102		299,800	337,200	359,300		
103		300,000	337,600	359,700		
104		300,300	337,800	360,100		
105		300,600	337,900	360,600		
106			338,200			
107			338,600			
108			338,900			
109			339,100			
110			339,500			
111			339,900			
112			340,300			
113			340,500			

別表4 医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	167,200	195,100	243,700	266,400	291,400	336,200
2	168,600	197,300	245,600	267,300	293,300	338,400
3	170,100	199,400	247,300	268,300	295,100	340,600
4	171,500	201,500	249,000	269,300	297,100	342,800
5	172,900	203,600	250,400	270,100	298,900	345,000
6	174,400	206,000	251,700	271,000	300,700	347,100
7	176,000	208,300	252,700	271,800	302,600	349,400
8	177,500	210,700	254,000	272,900	304,400	351,500
9	178,800	213,200	255,200	274,000	306,200	353,200
10	180,600	214,600	256,200	274,600	308,100	355,200
11	182,200	216,000	257,000	275,700	309,900	357,200
12	183,900	217,300	258,000	277,000	311,800	359,200

職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
13	185,400	218,600	259,200	278,300	313,400	361,300
14	187,400	219,900	260,200	279,600	315,100	363,400
15	189,500	221,500	261,100	280,900	316,900	365,600
16	191,500	222,800	262,000	282,300	318,700	367,600
17	193,800	224,000	262,900	283,500	320,600	369,700
18	196,000	225,600	263,700	284,900	322,200	371,700
19	198,100	227,100	264,700	286,000	324,000	373,900
20	200,300	228,500	265,600	287,600	325,700	376,000
21	202,400	229,900	266,500	289,200	327,200	377,700
22	204,700	231,600	267,300	290,700	328,800	379,800
23	206,900	233,200	268,300	292,200	330,400	382,000
24	209,200	234,900	269,300	293,600	331,900	384,000
25	211,200	236,300	270,500	294,800	333,600	386,100
26	212,600	238,000	271,900	296,600	335,000	387,700
27	213,700	239,600	273,100	298,400	336,600	389,600
28	215,000	241,300	274,400	300,100	338,200	391,600
29	216,200	242,900	275,500	301,700	339,500	393,400
30	217,300	244,200	277,000	303,400	341,100	395,200
31	218,600	245,400	278,500	304,900	342,500	397,100
32	219,800	246,600	280,000	306,600	344,000	399,000
33	221,000	248,000	281,600	308,200	345,700	400,700
34	222,300	249,000	283,100	309,700	347,200	402,500
35	223,600	249,800	284,400	311,400	348,900	404,300
36	224,800	251,000	285,700	313,000	350,400	406,000
37	226,200	252,000	287,300	314,500	352,100	407,700
38	227,600	253,100	288,600	315,900	353,800	409,400
39	228,800	253,900	290,100	317,500	355,300	411,300
40	230,200	254,900	291,500	319,100	357,000	413,100
41	231,200	255,800	293,100	320,700	358,200	414,600
42	232,700	256,500	294,500	322,100	359,700	416,200
43	234,000	257,400	296,000	323,600	361,300	417,700
44	235,300	258,300	297,600	325,100	362,700	419,100
45	236,600	259,200	299,100	326,100	364,200	420,200
46	237,900	260,100	300,500	327,500	365,300	421,300
47	239,100	261,000	302,000	329,000	366,800	422,400
48	240,400	262,000	303,600	330,500	368,100	423,700
49	241,500	263,000	304,900	331,600	369,600	425,000
50	242,500	264,200	306,200	333,100	371,000	426,100
51	243,500	265,300	307,600	334,400	372,300	427,300
52	244,600	266,500	309,000	335,700	373,700	428,400

職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
53	245,700	267,700	310,500	337,200	375,200	429,600
54	246,700	269,100	311,900	338,600	376,400	430,600
55	247,700	270,500	313,300	340,000	377,600	431,700
56	248,600	272,000	314,700	341,400	378,800	432,800
57	249,600	273,600	315,800	342,300	379,900	433,900
58	250,500	275,200	317,000	343,600	380,800	434,400
59	251,300	276,600	318,200	344,900	381,900	435,000
60	252,200	278,100	319,700	346,200	382,900	435,400
61	253,200	279,500	320,800	347,200	383,500	436,100
62	254,000	280,900	322,000	348,100	384,300	436,600
63	254,900	282,500	323,400	349,400	385,100	437,000
64	255,900	283,900	324,600	350,700	386,000	437,500
65	256,800	285,500	325,900	351,800	386,600	438,100
66	257,700	286,900	327,200	353,100	387,300	438,500
67	258,900	288,300	328,600	354,300	388,100	438,800
68	259,800	289,800	329,900	355,400	388,800	439,100
69	260,500	291,100	330,600	356,400	389,400	439,500
70	261,500	292,600	331,800	357,500	390,100	
71	262,700	294,100	332,900	358,600	390,800	
72	263,900	295,600	333,800	359,700	391,400	
73	265,300	296,800	335,000	360,500	392,100	
74	266,600	298,200	335,700	361,700	392,600	
75	267,800	299,600	336,900	362,800	393,200	
76	269,000	300,900	338,100	363,900	393,700	
77	270,000	302,400	339,200	364,600	394,100	
78	271,000	303,800	340,500	365,400	394,700	
79	272,300	305,000	341,600	366,200	395,200	
80	273,600	306,300	342,800	366,900	395,500	
81	274,800	307,100	343,900	367,400	395,800	
82	275,700	308,300	345,100	367,900	396,300	
83	276,700	309,400	346,100	368,500	396,700	
84	277,800	310,600	347,200	369,100	397,000	
85	278,800	311,800	348,100	369,700	397,300	
86	279,700	312,900	349,200	370,200	397,800	
87	280,800	314,100	350,100	370,800	398,400	
88	281,900	315,300	351,100	371,300	398,800	
89	282,900	316,600	352,100	371,700	399,100	
90	283,800	317,800	352,900	372,100	399,500	
91	284,700	319,000	353,700	372,700	400,000	
92	285,700	320,300	354,500	373,300	400,400	

職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
93	286,800	321,100	355,000	373,600	400,800	
94	287,800	321,800	355,600	374,100		
95	288,700	322,500	356,300	374,500		
96	289,700	323,100	357,000	374,900		
97	290,600	323,800	357,400	375,500		
98	291,400	324,100	357,800	376,000		
99	292,100	324,700	358,300	376,500		
100	293,000	325,400	358,700	377,000		
101	293,800	325,800	359,200	377,600		
102	294,600	326,400	359,600	378,100		
103	295,400	327,000	360,100	378,600		
104	296,200	327,700	360,500	379,000		
105	296,900	328,100	360,900	379,600		
106	297,400	328,600	361,400	380,100		
107	297,900	329,100	361,800	380,600		
108	298,500	329,600	362,200	381,100		
109	298,700	330,000	362,700	381,700		
110	299,000	330,400	363,200	382,200		
111	299,200	330,700	363,700	382,700		
112	299,600	331,000	364,200	383,200		
113	299,800	331,400	364,700	383,800		
114	300,000	331,900	365,200			
115	300,400	332,300	365,700			
116	300,700	332,600	366,100			
117	301,000	332,700	366,500			
118	301,300	333,000	366,900			
119	301,600	333,400	367,400			
120	302,000	333,600	367,900			
121	302,300	333,800	368,300			
122	302,700	334,100	368,800			
123	303,000	334,400	369,300			
124	303,400	334,700	369,800			
125	303,600	334,900	370,200			
126	303,800	335,200				
127	304,100	335,600				
128	304,500	335,800				
129	304,700	335,900				
130	305,000	336,200				
131	305,400	336,600				
132	305,800	336,900				

職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
133	305,900	337,200				
134	306,200	337,600				
135	306,700	338,000				
136	307,000	338,400				
137	307,200	338,700				
138	307,500	339,100				
139	307,900	339,500				
140	308,200	339,900				
141	308,400	340,200				
142	308,800	340,600				
143	309,200	340,900				
144	309,500	341,300				
145	309,600	341,600				
146	309,900	342,000				
147	310,200	342,400				
148	310,600	342,800				
149	310,900	343,100				
150	311,100	343,500				
151	311,400	343,900				
152	311,700	344,300				
153	312,100	344,600				
154	312,300					
155	312,500					
156	312,800					
157	313,100					
158	313,400					
159	313,700					
160	314,000					
161	314,400					
162	314,700					
163	315,000					
164	315,300					
165	315,700					
166	316,000					
167	316,300					
168	316,600					
169	317,000					

標準等級職務表

一般職

職務級	職務内容	資格
6級	参事、副所長、副参事の職務	
5	課長、主幹の職務	
	課長補佐の職務	課長補佐の職務に在職年数5年以上の者
4	課長補佐、業務名を冠する専門員、業務名を冠する主査の職務	
	係長、主査の職務	次のいずれかに該当する者 (1) 役付職員(係長級)としての在職年数6年以上の者 (2) 次の各号に該当する者 ① 役付職員(係長級)としての在職年数5年以上の者 ② 現在の号給が3級45号給以上 (3) 次の各号に該当する者 ① 役付職員(係長級)としての在職年数1年以上の者 ② 現在の号給が3級53号給以上
	主任、主事の職務	次の各号に該当する者 ① 3級在級年数6年以上 ② 現在の号給が3級57号給以上
3	係長、主査の職務	
	主任、主事の職務	次のいずれかに該当する者 (1) 次の各号に該当する者 ① 2級在級年数4年以上 ② 現在の号給が2級37号給以上 (2) 次の各号に該当する者 ① 2級在級年数2年以上 ② 現在の号給が2級41号給以上 (3) 次の各号に該当する者 ① 2級在級年数5年以上 かつ (ア) 大学卒で経験年数5年 (イ) 短大卒で経験年数7年
2	主任の職務	
	主事の職務	次のいずれかに該当する者 (1) 次の各号に該当する者 ① 1級在級年数5年 かつ (ア) 大学卒で経験年数5年

		(イ)短大卒で経験年数7年 (ウ)高校卒で経験年数9年 (2)次の各号に該当する者 (ア)1級在級年数2年以上 (イ)現在の号給が1級57号給以上
1	主事の職務	

医療職(1)

職務級	職務内容	資格
4級	センター所長の職務	
3	センター技監の職務	
2・1	医師の職務	

医療職(2)

職務級	職務内容	資格
6	参事、副所長、技監、副参事の職務	
5	課長、技師長、主幹の職務	
	課長補佐、業務名を冠する専門員の職務	課長補佐級の職務に在職年数5年以上の者
4	課長補佐、業務名を冠する専門員、業務名を冠する主査の職務	
	係長、主査の職務	役付職員(係長級)としての在職年数2年以上の者
	主任、診療放射線技師、管理栄養士、臨床検査技師、細胞検査士の職務	次のいずれかに該当する者 (1)次の各号に該当するもの ①3級在級年数4年以上 ②現在の号給が3級29号給以上 (2)次の各号に該当する者 ①3級在級年数2年以上 ②現在の号給が3級33号給以上
3	係長、主査の職務	
	主任、診療放射線技師、管理栄養士、臨床検査技師、細胞検査士の職務	次のいずれかに該当する者 (1)2級在級年数5年以上 (2)次の各号に該当する者 ①2級在級年数2年以上 ②現在の号給が2級33号給以上 (3)次の各号に該当する者 ①2級在級年数1年以上 ②現在の号給が2級37号給以上
2	主任の職務	

	診療放射線技師、管理栄養士、臨床検査技師、細胞検査士の職務	1 級在級年数 1 年 かつ 次のいずれかに該当する者 (1)短大 3 卒で経験年数 1 年以上 (2)次の各号に該当する者 ①短大 2 卒で以上経験年数 2 年以上 ②現在の号給が 1 級 21 号給以上
1	診療放射線技師、管理栄養士、臨床検査技師、細胞検査士の職務	

医療職(3)

職務級	職務内容	資格
6	参事、副所長、技監、副参事の職務	
5	課長、技師長、主幹の職務	
	課長補佐、業務名を冠する専門員の職務	課長補佐級の職務に在職年数 5 年以上の者
4	課長補佐、業務名を冠する専門員の職務	
	業務名を冠する主査、係長、主査の職務	3 級在級年数 2 年以上の者
	主任、保健師、看護師の職務	次のいずれかに該当する者 (1)次の各号に該当する者 ①3 級在級年数 6 年以上 ②現在の号給が 3 級 33 号給以上 (2)次の各号に該当する者 ①3 級在級年数 4 年以上 ②現在の号給が 3 級 49 号給以上
3	業務名を冠する主査、係長、主査の職務	
	主任、看護師、保健師の職務	次のいずれかに該当する者 (1)次の各号に該当する者 ①2 級在級年数 2 年以上 ②現在の号給が 2 級 33 号給以上 (2)次の各号に該当する者 ①2 級在級年数 1 年以上 ②現在の号給が 2 級 37 号給以上
	准看護師の職務	次の各号に該当する者 ① 2 級在級年数 2 年以上 ② 現在の号給が 2 級 49 号給以上
2	主任、保健師、看護師の職務	
	准看護師の職務	次の各号に該当する者 ① 1 級在級 2 年以上 ② 現在の号給が 1 級 25 号給以上
1	准看護師の職務	

別表 6

初任給基準表

一般職

職 種	学 歴	初 任 給
一 般 職	大 学 卒	1級25号給
	短 大 卒	1級15号給
	高 校 卒	1級 5号給

医療職(1)

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師	博 士 課 程 修 了	1級25号給
	大 学 6 卒	1級 1号給

医療職(2)

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	2級 1号給
	短 大 3 卒	1級17号給
管 理 栄 養 士	大 学 卒	2級 5号給
	短 大 3 卒	1級15号給
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	2級 1号給
	短 大 3 卒	1級17号給

医療職(3)

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師	大 学 卒	2級 9号給
	短 大 3 卒	2級 5号給
看 護 師	大 学 卒	2級 9号給
	短 大 3 卒	2級 5号給
	短 大 2 卒	2級 1号給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1級 1号給

経 験 年 数 換 算 表

経 歴		換 算 率
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間 (正規の修学年数内の期間に限る。)		$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等、特殊の知識技術又は、経験を必要とする職務に従事した期間でその職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	$\frac{100}{100}$ 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間でその職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	$\frac{50}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{25}{100}$ 以下

(備考) 経験年数の月数を15で除して得た数(1未満は切り捨てる。)を別表6の号給に加えて得た数の号給に調整することができる。

ただし、5年以上の経験年数がある場合はその経験年数を18で除して得た数とする。

別表 8

昇格時号給対応表

一般職給料表昇給時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 給 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2
11	1	1	1	3	3
12	1	1	1	4	4
13	1	1	1	5	5
14	1	1	1	6	6
15	1	1	1	7	7
16	1	1	1	8	8
17	1	1	1	9	9
18	1	2	2	10	10
19	1	3	3	11	11
20	1	4	4	12	12
21	1	5	5	13	13
22	1	6	6	14	14
23	1	7	7	15	15
24	1	8	8	16	16
25	1	9	9	17	17
26	1	10	10	18	18
27	1	11	11	19	19
28	1	12	12	20	20
29	1	13	13	21	21
30	1	14	14	22	22
31	1	15	15	23	23
32	1	16	16	24	24
33	1	17	17	25	25
34	2	18	18	26	26

35	3	19	19	27	27
36	4	20	20	28	28
37	5	21	21	29	29
38	6	22	22	30	30
39	7	23	23	31	31
40	8	24	24	32	32
41	9	25	25	33	33
42	10	26	26	34	34
43	11	27	27	35	35
44	12	28	28	36	36
45	13	29	29	37	37
46	14	30	30	38	38
47	15	31	31	39	39
48	16	32	32	40	40
49	17	33	33	41	41
50	18	34	34	42	41
51	19	35	35	43	42
52	20	36	36	44	42
53	21	37	37	45	43
54	22	38	38	46	43
55	23	39	39	47	44
56	24	40	40	48	44
57	25	41	41	49	45
58	25	41	42	50	45
59	26	42	43	51	46
60	26	42	44	52	46
61	27	43	45	53	47
62	27	43	45	54	47
63	28	44	45	55	48
64	28	44	46	56	48
65	29	45	46	57	49
66	29	45	46	58	49
67	30	46	47	59	50
68	30	46	47	60	50
69	31	47	47	61	51
70	31	47	48	62	51
71	32	48	48	63	52
72	32	48	48	64	52
73	33	49	49	65	53
74	33	49	49	66	54
75	33	49	49	67	55
76	34	49	50	68	56

77	34	50	50	69	57
78	34	50	50	70	58
79	35	50	51	71	59
80	35	50	51	72	60
81	35	51	51	73	61
82	36	51	52	74	62
83	36	51	52	75	63
84	36	51	52	76	64
85	37	52	53	77	65
86	37	52	53	78	
87	38	52	53	79	
88	38	52	53	80	
89	39	53	54	81	
90	39	53	54	82	
91	40	53	54	83	
92	40	53	54	84	
93	41	53	55	85	
94		54	55		
95		54	55		
96		54	55		
97		54	56		
98		54	56		
99		55	56		
100		55	56		
101		55	57		
102		55	57		
103		55	58		
104		56	58		
105		56	59		
106		56	59		
107		56	60		
108		56	60		
109		57	61		
110		57	61		
111		57	62		
112		57	62		
113		58	63		
114		58			
115		58			
116		58			
117		59			
118		59			

119		59			
120		59			
121		60			
122		60			
123		60			
124		60			
125		60			

医療職給料表(2)昇給時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 給 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	2	6	2	2
19	1	3	7	3	3
20	1	4	8	4	4
21	1	5	9	5	5
22	2	6	10	6	6
23	3	7	11	7	7
24	4	8	12	8	8
25	5	9	13	9	9
26	6	10	14	10	10
27	7	11	15	11	11
28	8	12	16	12	12
29	9	13	17	13	13
30	10	14	18	14	14
31	11	15	19	15	15
32	12	16	20	16	16
33	13	17	21	17	17
34	14	18	22	18	18
35	15	19	23	19	19
36	16	20	24	20	20
37	17	21	25	21	21
38	18	22	26	22	22

39	19	23	27	23	23
40	20	24	28	24	24
41	21	25	29	25	25
42	22	26	30	26	26
43	23	27	31	27	27
44	24	28	32	28	28
45	25	29	33	29	29
46	26	30	34	30	30
47	27	31	35	31	31
48	28	32	36	32	32
49	29	33	37	33	33
50	29	34	38	33	33
51	30	35	39	34	34
52	30	36	40	34	34
53	31	37	41	35	35
54	31	38	42	35	35
55	32	39	43	36	36
56	32	40	44	36	36
57	33	41	45	37	37
58	33	42	46	38	37
59	34	43	47	39	37
60	34	44	48	40	38
61	35	45	49	41	38
62	35	46	50	41	38
63	36	47	51	41	39
64	36	48	52	42	39
65	37	49	53	42	39
66	38	50	54	42	40
67	39	51	55	43	40
68	40	52	56	43	40
69	41	53	57	43	41
70	41	53	58	44	41
71	41	54	59	44	42
72	42	54	60	44	42
73	42	55	61	45	43
74	42	55	61	45	43
75	43	56	62	45	44
76	43	56	62	45	44
77	43	57	63	46	45
78	44	57	63	46	45
79	44	58	64	46	46
80	44	58	64	46	46

81	45	59	65	47	47
82	45	59	65	47	47
83	46	60	66	47	48
84	46	60	66	47	48
85	47	61	67	48	49
86		61	67	48	
87		61	68	48	
88		61	68	48	
89		61	69	49	
90		62	70	49	
91		62	71	49	
92		62	72	50	
93		62	73	50	
94		62	73	50	
95		63	74	51	
96		63	74	51	
97		63	75	51	
98		63	75	52	
99		63	76	52	
100		64	76	52	
101		64	77	53	
102		64	77	53	
103		64	78	54	
104		64	78	54	
105		65	79	55	
106			79		
107			80		
108			80		
109			81		
110			81		
111			82		
112			82		
113			83		

医療職給料表(3)昇給時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 給 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18

39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	41
77	61	53	65	57	41
78	62	54	66	58	41
79	63	55	67	59	42
80	64	56	68	60	42

81	65	57	69	61	42
82	65	58	70	61	42
83	66	59	71	62	42
84	66	60	72	62	42
85	67	61	73	63	43
86	67	62	74	63	43
87	68	63	75	64	43
88	68	64	76	64	43
89	69	65	77	65	43
90	70	66	78	65	43
91	71	67	79	66	44
92	72	68	80	66	44
93	73	69	81	67	44
94	73	70	82	67	
95	74	71	83	68	
96	74	72	84	68	
97	75	73	85	69	
98	75	74	85	70	
99	76	75	86	71	
100	76	76	86	72	
101	77	77	87	73	
102	78	78	87	73	
103	79	79	88	74	
104	80	80	88	74	
105	81	81	89	75	
106	81	81	90	75	
107	81	81	91	76	
108	81	82	92	76	
109	82	82	93	77	
110	82	82	94	78	
111	82	83	95	79	
112	82	83	96	80	
113	83	83	97	81	
114	83	84	98		
115	83	84	99		
116	83	84	100		
117	84	85	101		
118	84	85	101		
119	84	85	102		
120	84	86	102		
121	85	86	103		
122	85	86	103		

123	85	87	104		
124	86	87	104		
125	86	87	105		
126	86	88			
127	87	88			
128	87	88			
129	87	89			
130	88	89			
131	88	89			
132	88	90			
133	89	90			
134	89	90			
135	89	91			
136	90	91			
137	90	91			
138	90	92			
139	91	92			
140	91	92			
141	91	93			
142	92	93			
143	92	93			
144	92	94			
145	93	94			
146	93	94			
147	93	95			
148	93	95			
149	94	95			
150	94	96			
151	94	96			
152	94	96			
153	95	97			
154	95				
155	95				
156	95				
157	96				
158	96				
159	96				
160	96				
161	97				
162	97				
163	97				
164	98				

165	98				
166	98				
167	99				
168	99				
169	99				

別表 9

調 整 基 本 額 表

医療職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	10,800 円
2 級	13,100 円
3 級	14,500 円
4 級	15,500 円

医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,200 円
2 級	8,000 円
3 級	9,100 円
4 級	9,600 円
5 級	10,500 円
6 級	11,200 円

別表 10

給料の調整を行う職及び調整数

職 務 名	調 整 数
医 師	2
診 療 放 射 線 技 師	3
臨 床 検 査 技 師	2
細 胞 検 査 士	2

初任給調整手当定額表

期間の区分	支給額	期間の区分	支給額
1年未満	414,800	25年以上 26年未満	295,400
1年以上 16年未満	414,800	26年以上 27年未満	272,700
16年以上 17年未満	410,400	27年以上 28年未満	250,500
17年以上 18年未満	406,000	28年以上 29年未満	228,100
18年以上 19年未満	401,600	29年以上 30年未満	205,300
19年以上 20年未満	397,200	30年以上 31年未満	180,500
20年以上 21年未満	392,800	31年以上 32年未満	155,600
21年以上 22年未満	373,400	32年以上 33年未満	131,000
22年以上 23年未満	353,600	33年以上 34年未満	92,900
23年以上 24年未満	334,300	34年以上 35年未満	57,600
24年以上 25年未満	314,900		

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用日以後の期間を示す。

別表 12

交通用具使用に係る通勤手当の額

通 勤 距 離	支 給 額	
	自動車等使用に係る額	二輪車等使用に係る額
2キロメートル未満	0円	0円
2キロメートル以上4キロメートル未満	2,500円	2,000円
4キロメートル以上6キロメートル未満	4,200円	3,100円
6キロメートル以上8キロメートル未満	5,600円	4,100円
8キロメートル以上10キロメートル未満	7,000円	5,200円
10キロメートル以上12キロメートル未満	8,200円	6,200円
12キロメートル以上14キロメートル未満	9,500円	7,300円
14キロメートル以上16キロメートル未満	10,600円	8,300円
16キロメートル以上18キロメートル未満	11,800円	9,300円
18キロメートル以上20キロメートル未満	12,900円	10,300円
20キロメートル以上22キロメートル未満	14,000円	11,400円
22キロメートル以上24キロメートル未満	15,100円	12,400円
24キロメートル以上26キロメートル未満	16,100円	13,400円
26キロメートル以上28キロメートル未満	17,100円	14,400円
28キロメートル以上30キロメートル未満	18,200円	15,400円
30キロメートル以上32キロメートル未満	19,200円	16,300円
32キロメートル以上34キロメートル未満	20,300円	17,200円
34キロメートル以上36キロメートル未満	21,400円	18,100円
36キロメートル以上38キロメートル未満	22,500円	19,000円
38キロメートル以上40キロメートル未満	23,500円	20,000円
40キロメートル以上45キロメートル未満	25,400円	21,100円
45キロメートル以上50キロメートル未満	28,300円	22,200円
50キロメートル以上55キロメートル未満	31,300円	23,300円
55キロメートル以上60キロメートル未満	34,200円	24,400円
60キロメートル以上65キロメートル未満	37,200円	25,500円
65キロメートル以上70キロメートル未満	40,000円	—
70キロメートル以上75キロメートル未満	41,600円	—
75キロメートル以上80キロメートル未満	43,100円	—
80キロメートル以上	44,900円	—